

名古屋市児童福祉センターにおける
自動販売機設置に係る
名古屋市有地の一時貸付
【一般競争入札（郵送方式）】

入札案内書

申込受付期間：令和8年2月3日（火）～令和8年2月18日（水）
入札期間：令和8年3月2日（月）～令和3年3月12日（木）
開札日：令和8年3月13日（金）

名古屋市

目 次

◇ 入札のあらまし	P1
◇ 入札説明書	P3
第1 貸付物件	P3
第2 参加者の資格	P3
第3 自動販売機の設置条件	P6
第4 申込・受付	P7
第5 入札保証金	P8
第6 入札方法等	P8
第7 入札金額	P9
第8 入札	P9
第9 開札	P11
第10 落札者の決定	P11
第11 契約の締結	P11
第12 貸付料の納付	P11
第13 契約保証金	P12
第14 先着順貸付	P12
第15 販売実績の報告	P13
第16 問い合わせ先	P13
◇ 契約書(ひな形)	P14~23
◇ 仕様書	P24~31
◇ 様式等	
・入札参加申込書(様式・記載例)	P32~35
・法人役員に関する調書(様式・記載例)	P36~37
・入札書(様式・記載例)	P38~39
・委任状(様式・記載例)	P40~41
・販売実績報告書(様式・記載例)	P42~43
・封筒記載例	P44~46

入札のあらまし

名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえでご参加ください。また、入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。なお、入札は、参加資格の審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。

「入札のあらまし」は以下の通りです。

入札案内書の配布
(この案内書)

令和8年2月3日(火)から令和8年2月18日(水)まで
名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

申込・受付

令和8年2月3日(火)から令和8年2月18日(水)まで
郵送による申込みに限ります。(期限内必着)

入札参加資格の
審査結果通知

令和8年2月27日(金)までに送付

入札参加申込時に提出していただいた書類をもとに、入札参加資格の確認をします。入札参加資格を有すると認められた方には、「入札参加書」を送付します。また、入札保証金の要否についてもあわせて通知します。

「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となります。

入札書の提出

郵送入札

令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)まで(期限内必着)

郵送先:〒466-0858

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 名古屋市児童福祉センター管理課

(次ページへ)

落札者の決定	<p><u>開札</u> 令和8年3月13日(金) 午前10時00分 場所:名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 名古屋市児童福祉センター 3階会議室</p>
--------	--

契約の締結	<p>令和8年3月25日(水)まで 当初の貸付期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度(最長令和13年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新をすることができます。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。 契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがあります。</p>
-------	--

自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。
----------	--

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

自動販売機を設置する施設及び設置場所

種類	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
清涼飲料水	名古屋市児童福祉センター	駐車場入口付近	2.00m ²	1台

- 1 詳細は、仕様書をご参照ください。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

- 1 次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続き開始又は更生手続き開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
 - (5) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
 - (6) 入札公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

(7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む。)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人には非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体には法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年を限度(最長令和13年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新をすることができます。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに各施設担当課へ文書で申請してください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ機器を設置して下さい。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メータ)を設置し、それによる実費を全額納付してください。

6 設置機器の仕様

仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書記載の事項を遵守すること。

8 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和8年2月3日（火）から令和8年2月18日（水）まで（期限内必着）
郵送先	<p>[宛先]</p> <p>〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番 名古屋市児童福祉センター管理課 あて</p> <p>※書類の提出方法は、郵送（書留又は簡易書留郵便）に限ります。</p> <p>※封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>(1) 入札参加申込書 1通</p> <p>入札案内書の32ページに書式が、34ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。</p> <p>(2) <個人の場合>住民票の写し 1通</p> <p><法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(3) <法人のみ>法人役員に関する調書 1通</p> <p>入札案内書の36ページに書式が、37ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。</p> <p>(4) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は、行政財産の使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し）。</p> <p>※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要となります。</p> <p>(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼付した長3号（12cm×23.5cm）封筒</p>

注意事項	(1) 書類の提出方法は郵送に限ります。書留又は簡易書留郵便により郵送してください。 (2) 期限までに到達しない申込み、必要書類の添付されていない申込みは無効となりますので、早めにご発送ください。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	申込受付後、参加資格について審査を行い、適格と認めた方(以下「入札参加者」という。)へ、令和8年2月27日(金)までに「入札参加書」を郵送します。 ※「入札参加書」は開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、開札当日に持参してください。

第5 入札保証金

1 入札保証金とは、入札するにあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。

入札保証金額は1,200円です。

なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績が分かる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除されます。

2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。

3 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。この書類は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。

4 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。

5 入札保証金には利息を付けません。

第6 入札方法等

入札方法	書留または簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)まで ※上記期間前又は上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番 名古屋市児童福祉センター管理課 あて ※封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。(入札案内書44ページ参照)

必要書類等	<p>(1) 入札書 入札案内書の38ページに書式が、39ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 必要事項を記入した入札書を中封筒に封入し、中封筒には入札者の氏名または名称、住所または所在地、電話番号及び開札日を記載してください。(入札案内書の46ページに記載例があります)</p> <p>(2) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書の40ページに書式が、41ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。</p> <p>(3) 入札保証金保管証書の写し(入札保証金の納付が必要な方のみ)</p>
注意事項	上記(1)~(3)を封入した中封筒を外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」の旨を朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名、所在地、入札件名及び開札日を記入し、書留又は簡易書留により郵送してください。

第7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札候補者となります。

最低貸付価格(月額)は400円です。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の37ページに書式が、38ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札

- (3) 入札保証金を納付させる場合で、入札保証金が納付されていない入札
- (4) 入札保証金を納付させた場合は、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
- (5) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 記入事項を判読できない入札
- (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (10) 記名のない入札
- (11) 同一物件につき同一の名をもつてした 2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
- (12) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (13) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

日時・会場	令和8年3月13日(金)午前10時00分 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 名古屋市児童福祉センター 3階会議室
注意事項	1 入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 2 開札会場へ入場する際には入札参加書が必要です。 3 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、入札参加者又はその代理人へ隨時開札結果をご連絡いたします。 4 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、くじ引きにて落札者を決定します。 なお、原則として入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行しますが、来場された希望者に限りくじを引いていただきます。

第10 落札者の決定

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

第11 契約の締結

- 落札者には、契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 契約締結期限は令和8年3月25日(水)です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 貸付契約は、入札参加者名義で行います。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第13 契約保証金

- 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。

ただし、名古屋市公有財産規則第3条の3の規定により、契約保証金を免除することができます。

- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6ヵ月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。但し、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第14 先着順貸付

- 1 原則として申込み又は落札のなかった物件については、次表のとおり、先着順にて受け、貸付けを行います。
- 2 開札終了後、名古屋市公式ウェブサイトに先着順物件を公表します。
- 3 契約期間の開始日は、令和8年4月1日以降となります。貸付期間は入札時の条件と同様です。貸付価格は最低貸付価格となります。

受付期間	令和8年3月16日(月)～令和8年3月24日(火) 午前9時から午後5時まで(土日、祝休日を除く。)
提出先	名古屋市児童福祉センター 管理課 (名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地) ※郵送、電話、ファックス、電子メールによる提出はできません。
必要書類等	(1)公有財産借受申込書 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (2)<個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3)<法人のみ>法人役員に関する調書 入札案内書の36ページに書式が、37ページに記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4)<個人・法人のいずれも>入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は、行政財産の使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し) ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。

注意事項	(1)受付開始時間の午前9時までに、又はそれ以降、受付場所に同時に、同一物件に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 (2)先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますので御了承ください。
------	---

第15 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、設置場所ごとに「販売実績報告書」(42ページ)により、名古屋市へ報告(半期に1回ごと)していただきます。

第16 問い合わせ先

連絡先	名古屋市児童福祉センター管理課 TEL:052-757-6114 FAX:052-757-6115
物件等の仕様内容	(1) 質問期限 令和8年2月11日(水) 午後5時 (2) 受付方法 件名に「名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付」とご記入のうえ、質問書(任意様式)に質問事項、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載し、電子メールにより送付してください。 送付先:a7576114@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp (3) 回答 全ての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年2月13日(金)までに名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。回答には、仕様書の補足等が示されることもありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

※問合せ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

(案)

公有財産一時使用契約書

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（地方自治法第238条の4第2項第4号に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市昭和区 折戸町4丁目16番地	名古屋市 児童福祉センター	駐車場 入口付近	2.0m ² (幅2.0m× 奥行1.0m)	1台

（指定用途）

第3条 借受人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利用する用途に供するなど公序良俗に反する用途
- (4) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壤汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) その他、貸付人が公序良俗に反すると認める用途

(6) 第三者をして(1)から(5)の用途に使用させること

(一時使用期間及び更新)

第4条 一時使用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度として（最長令和13年3月31日まで）、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める借受人の申請は、各年11月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、総額金_____円（月額金_____円）とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払い時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支 払 時 期
令和 8年度	令和 8年 4月分～令和 9年 3月分	令和 8年 4月末日

(第5条第2項の定めにより契約更新された場合の支払い時期)

年 度	期 間	支 払 時 期
令和 9年度	令和 9年 4月分～令和 10年 3月分	令和 9年 4月末日
令和 10年度	令和 10年 4月分～令和 11年 3月分	令和 10年 4月末日
令和 11年度	令和 11年 4月分～令和 12年 3月分	令和 11年 4月末日
令和 12年度	令和 12年 4月分～令和 13年 3月分	令和 12年 4月末日

(電気料金)

第6条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に消費電力を計測する子メーターを設置するものとする。

2 自動販売機が設置された施設管理者は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、前項で設置したメーターの表示する電気使用量を計算し、借受人に納入通知書を送付するものとする。

3 借受人は、前項の納入通知書が定める日までに、各施設管理者に対して電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第 7 条 借受人は、第 6条第 2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号。以下「契約規則」という。）第33条第 1項に定める割合により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 8 条 借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第 9 条 貸付人は、貸付期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 借受人が、第 6条第 2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 借受人は、前 2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 貸付人は、第 1項及び第 2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。
- 5 第 2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人との間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(契約保証金)

第 10 条 借受人は、貸付人に対して契約保証金として金_____円（貸付月額の 6 カ月分）を、貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、貸付人は借受人に対して契約規則第31条の規定により、契約保証金の納付を免除することができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第 1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

- 4 借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。
- 6 貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人の貸付人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。
- 7 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第11条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。

- (1) 借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 貸付物件が滅失又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第 12 条 借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(原状の変更)

第 13 条 借受人は、一時使用物件について原状を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及びその内容等を書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく貸付人の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 14 条 借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 15 条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に對しその償還等の請求をすることができない。

3 借受人は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第 16 条 貸付人は、一時使用物件について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

2 借受人は、10 月及び 4 月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

(違約金)

第 17 条 借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。

- (1) 第 3条第 2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。））
- (2) 第 3条第 3項各号の定めに違反したときは、金_____円（貸付料の100分の30に相当する額。）
- (3) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したときは、金_____円（貸付料の100分の30に相当する額。）
- (4) 第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料の100分の30に相当する額。）
- (5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料の100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第 18 条 貸付人は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき
- (2) 借受人が、第 3条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を同条第 1項に定める指定用途以外の用途に供したとき
- (3) 借受人が、第 3条第 3項各号の定めに違反したとき
- (4) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件の原状を変更したとき
- (5) 借受人が、第14条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき

- (6) 借受人が、第15条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき
- (7) 借受人が、第15条第 3項の定めに違反したとき
- (8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があつたとき

(契約の失効)

第 19 条 天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって貸付物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第 20 条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならぬ。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第 21 条 本件契約が貸付期間の中途で解約された場合において、その原因が第 18 条第 1 号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る貸付人の解除権)

第 23 条 貸付人は、借受人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、貸付人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、契約規則第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 24 条 借受人がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、貸付人が契約を解除するか否かにかかわらず、借受人は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など貸付人に金銭的損害が生じない行為として、借受人がこれを証明し、そのことを貸付人が認めるとき。
- (2)前条第 1 項第 2 号のうち、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、借受人又は借受人の役員若しくは借受人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第 1 項に規定する場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸付人は、借受人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、貸付人は、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（有益費等の放棄）

第 25 条 借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第 26 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 27 条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 28 条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

借受人

印

名古屋市児童福祉センターにおける飲料自動販売機設置仕様書

1 件名

自動販売機設置事業者公募

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

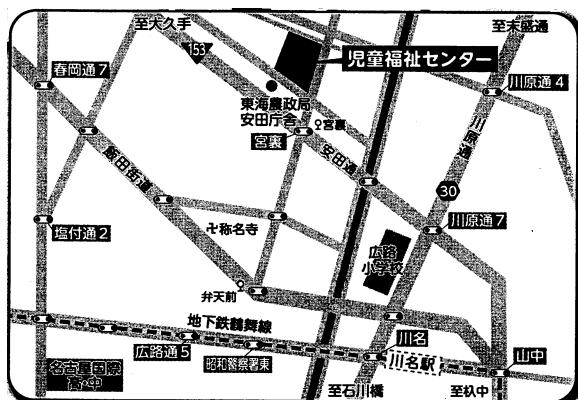
※ただし、契約当初の条件を変更しないことを条件とし、令和9年4月1日から最大4年間を限度とし、1年を単位として契約更新することができる。（最大令和13年3月31日）

3 貸付場所等

（1）貸付場所

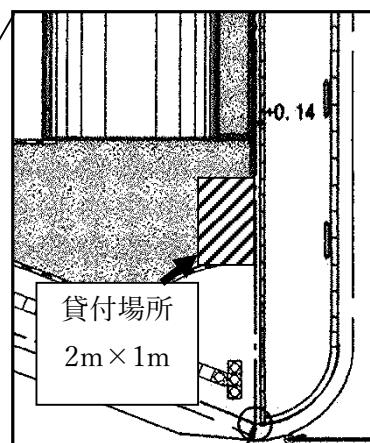
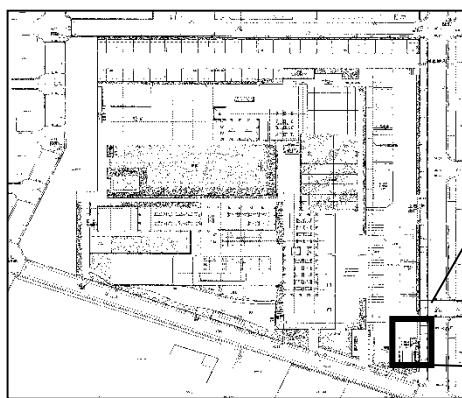
所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 1 6 番地	児童福祉センター東南角 (貸付場所は下記参照)	2.00 m ² (幅 2m × 奥行 1m)	1 台

＜現地案内図＞



地下鉄：鶴舞線「川名」下車
1番出口 北西へ徒歩 12分
市バス：「宮裏」下車 北へ徒歩 3分

＜設置箇所詳細図＞



（2）貸付物件に関する注意事項

- ① 上記各寸法は、自動販売機を設置する面積（目安）を示しており、放熱余地分および子メーター設置部分を含んでいる。
- ② 空き容器回収ボックスの設置場所は、本仕様のとおり原則として自動販売機付近の設置とするが、詳細は設置者となった者と児童福祉センターが協議して決定する。

4 自動販売機および空容器回収箱の仕様

（1）大きさ

W1200×D800×H2000 以内、重量 800 kg以下

※ただし、容器回収箱を設置し、貸付面積以下となること。

（2）ユニバーサルデザイン

障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとし、以下の機能を有する年齢や性別、障害の有無等を問わず誰にでも使いやすいこと。

- ア 低い位置に設置された商品選択ボタン
- イ できる限り屈まずに商品を取り出せる取出口
- ウ 硬貨を一度に投入することができる受け皿付き一括投入口
- エ 小さい力で容易に操作できる返却レバー
- オ 受け皿付き返却口
- カ 商品取出口や硬貨投入口への点字表示

（3）環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のためのノンフロン対応。消費電力削減のための学習エネ機能や、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の児童点滅、減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器。

（4）災害援助ベンダー

- ア 災害発生時に貸付人が飲料の提供を必要とした場合には、借受人が所有する自動販売機内の缶・ペットボトルのすべての飲料を無償で提供すること。
- イ 災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

（5）販売品目の条件

- ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。
- イ 形態は、缶・ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料水の販売とする。なお、瓶入り飲料などその他の携帯による販売は行わないこと。
- ウ ペットボトルについては、100%リサイクルペットボトルまたは100%植物由来のペットボトルを1種類以上販売すること。
- エ 販売価格は、定価（標準小売価格）以下とすること。
- カ その他の商品の具体的な構成については、貸付人と協議すること。

（6）利用者への配慮事項

硬貨および紙幣（新・旧）が使用できること。（将来的に新硬貨・新札に対応可能な機種とすること。）

（7）電子マネー対応

電子マネー（カードおよびスマートフォン決算）が可能であること。電子マネー対応にかかる諸経費等については借受人の負担とすること。

（8） 空容器の回収箱

- ア 回収箱は、自動販売機を含めて貸付面積を超えない範囲で貸付者と協議により指定した場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮し、外側から容易に内容物を視認できる形狀のものとすること。
- イ 回収箱は、缶、ペットボトルの分別が可能なものとすること。なお、ペットボトルの回収箱は 90L 程度のごみ袋で対応可能なものとすること。
- ウ ペットボトルの回収箱には、ペットボトルからキャップとラベルを外してから回収箱に入れる分別を促すための掲示などの工夫を行うこと。

5 管理運営上の遵守事項

（1） 安全対策

設置者は、自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守すること。

- ア 転倒防止のため、JIS 規格「自動販売機の据付基準」および業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- イ 販売物品の安全確保のため、「食品添加物の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 70 号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ウ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪防止策が行われている自動販売機を設置し、「自動販売機堅牢化技術基準」を遵守し、犯罪防止に努めること。

（2） 費用負担

ア 電気代

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気代は、設置場所にかかる貸付料とは別に、設置者が本市に対して指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気使用料の算出は、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

イ 自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担するものとする。なお、工事を実施する際は、施設管理者の指示に従って行うこと。

（3） 管理運営

ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：下記「フルオペレーションの基本的な考え方」参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うこと。

イ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間、経路および車両の駐車については、施設管理者の指示に従うこと。

ウ 借受人は、常に商品の賞味期限に注意し、品切れを起こすことのないよう商品の補

充および変更を適切に行うこと。また、売上金の回収および釣り銭の補充も適宜行うこと。

- エ 回収箱の空容器等は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づき、借受人の責任で適切に回収し、リサイクルすること。また、回収箱の設置場所周辺は清掃を万全に行い、回収箱から空容器が漏れたりすることのないよう、適切な維持管理を行うこと。
- オ 借受人は、自動販売機の維持管理にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- カ 自動販売機の故障、問合せおよび苦情等については、借受人の責任において対応するとともに、児童販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。
- キ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機にかかる盗難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を負わない。また、借受人は自動販売機が毀損、汚損または紛失したときは速やかに復旧し、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。

（4）設置及び原状回復

- ア 借受人は、貸付期間が満了または賃貸借契約が解除された場合は、速やかに原状回復し、施設管理者の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は借受人の負担とし、借受人には一切の補償を本市に求めることができない。ただし、賃貸借期間満了後に引き続き借り受けをする場合はこれに限らない。
- イ 既存の自動販売機の切替となる場合、設置は賃貸人と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和8年4月1日以降となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。

（5）使用上の制限

- ア 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- イ 貸付物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないこと。
- ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。

6 その他

- （1）借受人は施設管理者に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収箱を含む）のカタログおよび配置図を提出すること。
- （2）借受人は、設置した自動販売機における月別販売数量および月別販売金額について、施設管理者が定める書式により、翌月15日までに施設管理者に報告すること。
- （3）貸付場所における電気工事は、自動販売機設置予定場所付近に設置済みの電気コンセントの使用が可能であるため、借受人において引き込みの電気工事の負担の必要はない。
- （4）本仕様書に定めのない事項は、借受人と施設管理者において協議のうえ定めるものとする。

【フルオペレーションの基本的な考え方】

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行う。

- (例)
- ・商品の補充、売上金回収、清掃、メンテナンスまでを行う
 - ・常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動（QC活動）を行う
 - ・自動販売機の維持について、隨時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行う
 - ・自動販売機の故障等には、365日体制で専門の修理サービスマンにより即時対応する

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋

市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が 1 に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

（対応要領に沿った対応）

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(様式 2)

入札参加申込書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

施設名称	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市児童 福祉センター	昭和区折戸町 4 丁目 16 番地	駐車場 入口付近	2.00 m ²	1 台

2 入札参加書送付先

住所

氏名

上記以外の 

備 考

- ① この申込書は、令和8年2月3日（火）から令和3年2月18日（水）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市児童福祉センター管理課まで郵送（期限内必着）してください。
 - ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
 - ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
 - ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- (13) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札申込書は、必ず両面印刷したものをお提出ください。

(様式 2)

記載例

入札参加申込書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢一郎

(申込者) 住 所

氏名^(フリガナ)

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

施設名称	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市児童 福祉センター	昭和区折戸町 4丁目16番地	駐車場 入口付近	2.00 m ²	1台

2 入札参加書送付先

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△区×丁目☆番□号

氏名 名古屋 太郎 <法人の場合>名古屋株式会社営業課 名古屋二郎

☎ 000-111-2222 上記以外の☎ 000-222-3333

備考

- ⑤ この申込書は、令和8年2月3日（火）から令和8年2月18日（水）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市児童福祉センター管理課まで郵送（期限内必着）してください。
- ⑥ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ⑦ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑧ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- (13) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

(様式 3)

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所 在 地		○○市△△区×丁目☆番口号		
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・S・H・R 20・8・15	男	○○市△△区×丁目☆番口号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・S・H・R 21・6・9	女	○○市▲▲区×丁目★番口号
取締役	(アイチ イチロウ) 愛知 一郎	T・S・H・R 45・12・5	男	●●市▽▽区×丁目☆番口号
取締役	(オワリ ミチヨ) 尾張 道代	T・S・H・R 54・2・3	女	◎◎市▼▼区×丁目★番口号
	()	T・S・H・R ・・		
	()	T・S・H・R ・・		
	()	T・S・H・R ・・		
	()	T・S・H・R ・・		
	()	T・S・H・R ・・		

代表役員については、
法人登記簿に記載の代
表者住所を記載し、
その他の役員につい
ては現住所を記載する。

※ 法人の役員について記載すること。

入札書

年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

氏名^(フリガナ)

名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	名古屋市児童福祉センター							
設置場所	駐車場入口付近							
	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額 (貸付月額)								

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

入札書

年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

＜個人の場合＞ (入札者) 住 所 ○○市△△区×丁目☆番口号
 氏名 (フリガナ) ナ ゴ ヤ タ ロ ウ
 名古屋 太郎

＜法人の場合＞ (入札者) 住 所 ○○市△△区×丁目☆番口号
 氏名 (フリガナ) ナ ゴ ャ カ ブ シ キ ガ イ シ ャ
 名古屋株式会社
 代表取締役 ナ ゴ ャ イ チ ロ ウ
 名古屋 一郎

＜代理人が入札する場合＞ (入札者) 住 所 ○○市△△区×丁目☆番口号
 氏名 (フリガナ) ナ ゴ ャ カ ブ シ キ ガ イ シ ャ
 名古屋株式会社 ○○支店
 支店長 してんちょう 愛知 あいち さぶろう
 三朗

名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称	名古屋市児童福祉センター							
設置場所	駐車場入口付近							
金額 (貸付月額)	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	3	8	0	0

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

委 任 状

私は都合により
を委任します。

委 任 事 項

令和8年2月3日公告の名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に
係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札箱への
投入、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

施設名称	所在地	設置場所
名古屋市児童福祉センター	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地	駐車場入口付近

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のない
ことを誓約いたします。

年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

委任状保管： 子ども青少年局児童福祉センター管理課	取扱 責任者	
------------------------------	-----------	--

記載例

委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和8年2月3日公告の名古屋市児童福祉センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札箱への投入、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

施設名称	所在地	設置場所
名古屋市児童福祉センター	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地	駐車場入口付近

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

年 月 日

委任者(甲) (所在地) ○○市△△区×丁目☆番口号

(商号又は名称) 名古屋株式会社

(代表者 役職・氏名) 代表取締役 名古屋 太郎

注) 委任者につきましては、本社、代表取締役等の会社の代表権のある方としてください。

上記委任の件承諾いたしました。

受任者(乙) (住 所) ○○市△△区×丁目☆番口号

(氏 名) 名古屋株式会社 ○○支店

支店長 愛知 三朗

(あて先) 名 古 屋 市 長

委任状保管 :	取扱 責任者	
子ども青少年局児童福祉センター管理課		

(様式 1)

販売実績報告書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

年度

契約者		会社名					
		役職・氏名					
		連絡先	担当者				
電話番号							
物件番号		施設名称					
種類		設置場所					
契約日	年月日				設置台数	台	
契約期間	年月日～年月日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市子ども青少年局児童福祉センター管理課

電話 : 052-757-6114 FAX : 052-757-6115

E-mail : a7576114@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベ
ンダーなど）を記入してください。

記載例

(様式 1)

販売実績報告書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

年度

契約者		会社名	名古屋株式会社				
		役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎				
		連絡先	担当者	営業課 甲野 乙郎			
			電話番号	000-123-4567			
物件番号			施設名称	名古屋市児童福祉センター			
			設置場所	駐車場入口付近			
契約日		令和8年●●月●●日				設置台数	1台
		令和8年4月1日～令和9年3月31日					
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4月	●●個	××円		10月		円	
5月	●●個	××円		11月		円	
6月	●●個	××円		12月		円	
7月	●●個	××円		1月		円	
8月	●●個	××円		2月		円	
9月	●●個	××円		3月		円	
上半期 計	▲▲個	★★円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市子ども青少年局児童福祉センター管理課

電話 : 052-757-6114 FAX : 052-757-6115

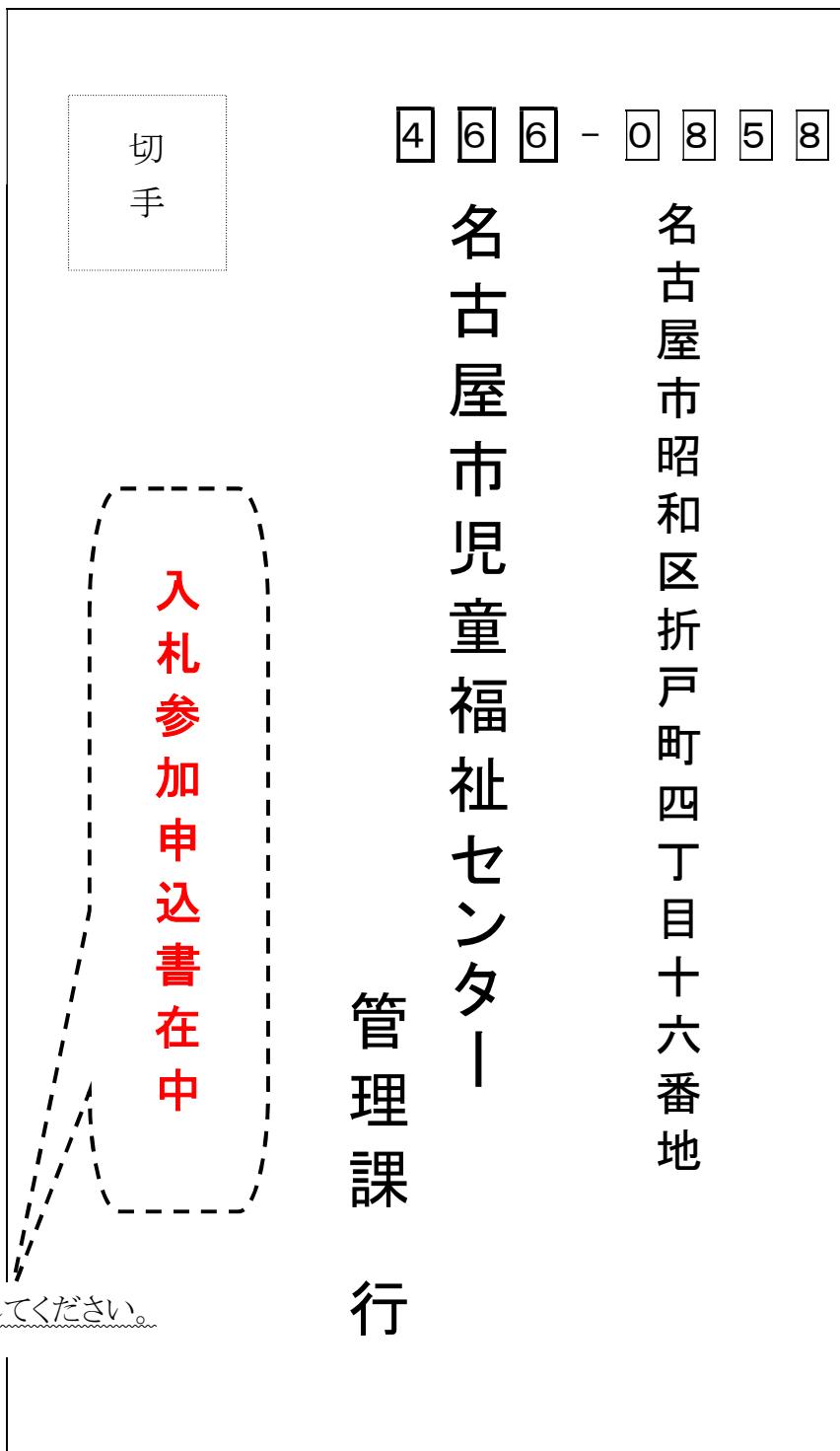
E-mail : a7576114@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援ベ
ンダーなど）を記入してください。

記載例

入札参加申込書を郵送する場合

(表 面)



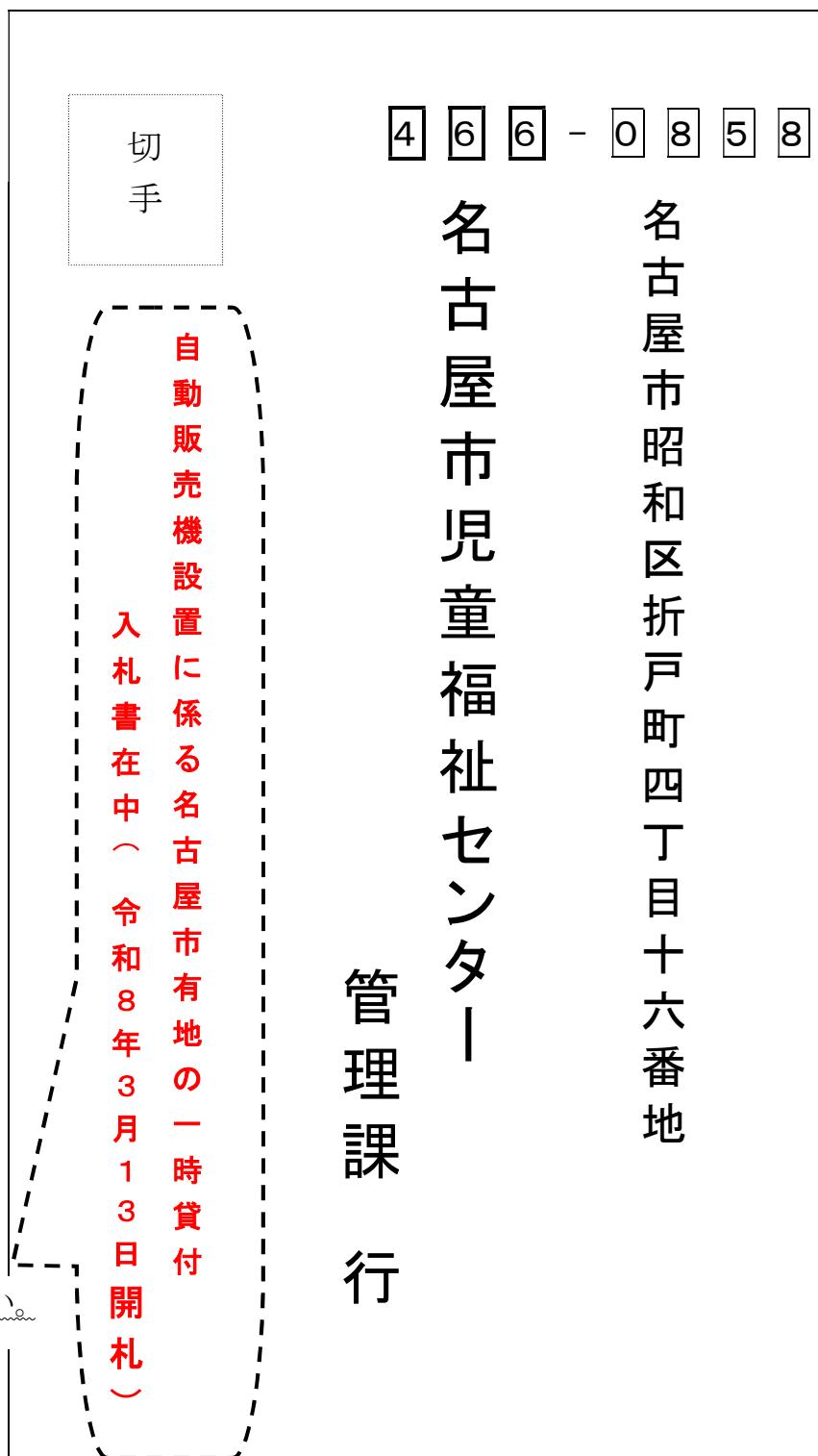
※ 書留または簡易書留郵便にて郵送してください。

※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

記載例

入札書の郵送（外封筒）

（表 面）



※ 書留または簡易書留郵便にて郵送してください。

※ 裏面又は表面左下部に入札者の氏名又は名称、住所又は所在地を記載してください。

記載例

入札書を封入する中封筒

(表 面)

(入札者名※) 名古屋〇〇株式会社 代表取締役 名古屋太郎

(住所又は所在地※) 名古屋市中区三の丸〇丁目△番地□号

※代理人によって入札する場合は、代理人の入札者及び住所又は所在地を記載してください。

(電話番号) 052-△△△-□□□

(開札日) 令和8年3月13日